

緊急通報システムの手引



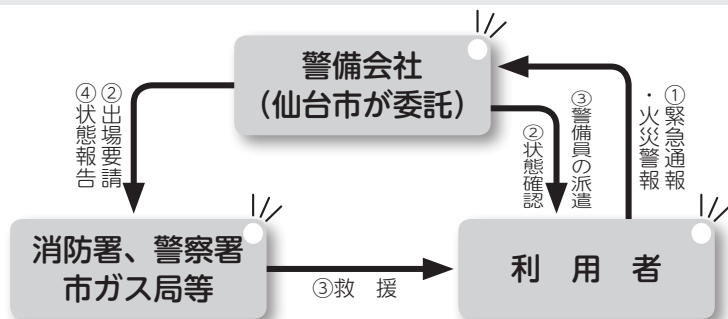
仙 台 市

1. 緊急通報システムのしくみ

(1) 利用対象者

日常生活上注意が必要なひとり暮らし等高齢者や重度の身体障害者を対象とした制度です。

(2) 緊急通報の流れ



1

利用者が緊急（非常）ボタンを押したとき、又は火災センサー等が火災等を感知したとき、自動的に警備会社へ通報されます。

2

通報を受けた警備会社では、電話で利用者の状態を確認します（ご自宅に電話がない場合は直接駆け付けます）。なお、火災警報又は緊急を要する場合には、ただちに消防車、救急車等の出場を要請します。

3

警備員は、事前にお預かりしている合鍵を持って利用者宅に伺い、利用者の状態を確認します。消防署等の関係機関が、救援活動を開始します。

4

警備員は、利用者の状態を警備会社へ報告し、状況によっては、消防署、警察署等へ報告します。あわせて、利用者の親族等へ連絡します。
警備員は、対応の結果を警備会社へ報告するとともに、利用者の入院等により住居が無人となる場合には、火の元の始末、戸締り等を行います。

〈貸し出し機器の緊急(非常)ボタン〉 詳細はp4 参照



緊急時には
ボタンを押してください

(※) 誤って緊急ボタンを押したときには

警備会社からお電話があったら、「間違いました」と答えていただき、警備会社の指示に従ってください。

ご利用にあたっての注意事項

- ・通報装置のプラグがコンセントに常に接続されているか確認してください。
- ・ペンダントは屋外では使用できません。
- ・誤作動を起こす可能性があるため、ガスセンサー付近でスプレー類を使用しないでください。
- ・停電の場合、緊急通報システムは使用できません。
- ・通報機器の点検等のため、警備会社の社員、仙台市防災安全協会の職員がご自宅に伺う場合があります。

2. 緊急通報システムの利用者負担

①緊急通報用の機器の貸与及び設置に関する費用

無料

②月額利用料

550円(税込)

※ただし、介護保険料所得段階が第一段階・第二段階の方や、介護保険料の減免制度の対象となる方は無料となります。

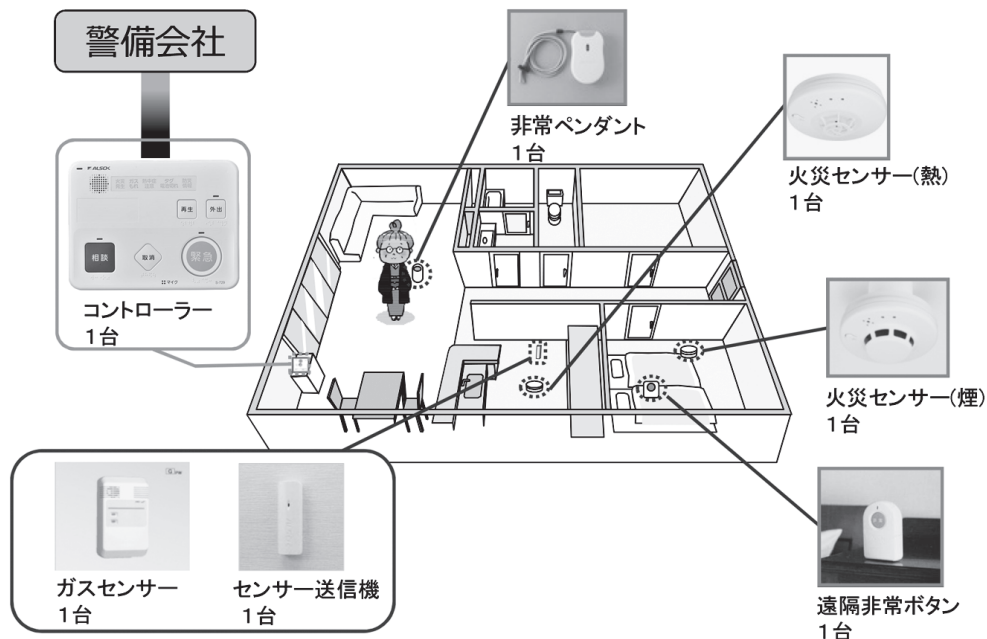
③合鍵作製費用

利用者への緊急対応時に警備会社において使用するため、利用者の負担によりご自宅の合鍵を作製いただき、警備会社に預けていただきます。

(その他)緊急通報用の機器の弁償について

貸与を受けた緊急通報用の機器を、利用者又は同居する方の故意又は過失によりこわしたり、なくしたりした場合の修理費用や新たな通報機器の調達に要する費用は、原則として利用者の負担となります。

3. 緊急通報システムの貸し出し機器



周辺機器とそのはたらき

非 常		火 災		ガス漏れ	
					
《非常ペンダント》	《遠隔非常ボタン》	《火災センサー》 (煙 式)	《火災センサー》 (熱 式)	《ガスセンサー》	《センサー送信機》
携帯可能な非常ペンダントです。お体の具合が悪くなったときなどに押すと通報されます。	寝室などで使用する据付タイプの非常ボタンです。お体の具合が悪くなったときなどに押すと通報されます。	寝室などの天井に設置します。煙の発生を感知します。 ※住宅用火災警報器対応	台所の天井に設置します。周囲の温度が一定以上に上昇すると感知します。 ※住宅用火災警報器対応	台所にセンサー送信機とセットで設置します。ガス漏れを感知します。 ※都市ガス用とLPガス用があります。	ガスセンサーとセットで使用し、センサーの情報を主装置へ無線で送信します。

4. 有料オプションのご案内

ご希望に応じて、警備会社(総合警備保障(株))と利用者間で直接契約を結ぶことで、次のオプション機器を有料でご利用いただくことができます。

有料オプションの申し込みや内容等について、詳しくは総合警備保障(株)宮城支社までお問い合わせください。(p.7 参照)

有料オプション① 迷惑電話撃退装置



『トビラフォン』

固定電話への番号非通知の着信や、警察等が作成した迷惑電話の番号台帳に掲載されている電話番号からの着信を、自動で拒否する装置です。

月額料金：300円(税別)(1年目の料金は下記機器代金に含まれます)

機器代金：10,000円(税別) 設置代行料：6,000円(税別)

有料オプション②



家の中で長時間動きが無い場合に自動で通報

『ライフリズムセンサー』

トイレのドアなど、毎日の生活で開け閉めするドアに設置するセンサーです。一定時間ドアが開閉されなければ、自動的に異常と判断して警備会社に通報が行われます。

月額料金：2,600円(税別)

工事費用：15,000円(税別)

※このお知らせに掲載している料金は、令和7年4月1日現在のものです。料金等は今後変更となる場合があります。

5. こんな時にはご連絡をお願いします

各区役所 障害高齢課

宮城総合支所 障害高齢課へご連絡ください (p7 参照)

- ・ 緊急連絡先の住所等の登録事項が変わったとき
- ・ 入院などで、おおむね3か月以上留守にするとき
- ・ 引越しや施設への入所、利用者の死亡などにより、
緊急通報システムの利用をやめるとき

※緊急通報システムの利用をやめる際は、1か月前までにご連絡ください。(すぐに撤去工事の手配がとれない場合があります)

警備会社へご連絡ください (p7 参照)

- ・ ペンダントをなくしたとき
- ・ 通報機器のコンセントを抜くとき

問い合わせ先

登録事項変更・利用廃止の連絡など

各区役所 障害高齢課

青葉区役所 ☎022-225-7211

宮城野区役所 ☎022-291-2111

若林区役所 ☎022-282-1111

太白区役所 ☎022-247-1111

泉区役所 ☎022-372-3111

宮城総合支所 障害高齢課

宮城総合支所 ☎022-392-2111

緊急通報システムの制度について

高齢企画課 ☎022-214-8168

障害者支援課 ☎022-214-8164

警備会社の連絡先

総合警備保障㈱宮城支社 ☎022-716-2701

(平日9時30分～18時まで)

総合警備保障㈱東日本ガードセンター ☎0120-86-2413

(上記以外の時間帯及び土日祝日、年末年始)

※お電話いただく際は、「仙台市の緊急通報システムを利用しています。」とお伝えください。

発行 仙台市健康福祉局 高齢企画課・障害者支援課
令和7年

※この冊子は再生紙を使用しています。